

1. 介護保険関連電子申請サービスの運用について

政府が運営するマイナポータルの「ぴったりサービス」を利用することにより、介護保険関係の電子申請を行うことができます。

詳細については、鹿角市HPの電子申請サービスまたは国のマイナポータルサイトをご確認ください。

なお、電子申請は事業所からも申請可能ですが、申請にはマイナンバーカードの個人情報を入力が必要になりますので、取扱いには注意が必要です。

《参考》

【鹿角市HP】 > 【市政】 > 【デジタル化推進】
> 【電子申請サービス（オンライン申請）のご案内】

2. 事故報告の取り扱いについて

「介護保険事業者における事故報告の取り扱い要領」により、介護保険事業所や施設における事故については、秋田県及び保険者へ報告してください。報告は原則5日以内に行ってください。

詳細については、秋田県HPをご確認ください。

3. 令和8年度介護報酬改定について（別添 資料1）

- ・介護報酬改定の概要
- ・介護職員等処遇改善加算の拡充
- ・基準費用額（食費）の見直し

4. 老人福祉法の届出について

介護保険法に基づく介護保険事業者としての指定を受けるには、介護保険法上の手続きに加え、老人福祉法に基づく事業開始届を行う必要があります。

また、届出事項に変更があった時や事業を休止する場合にも、それぞれが規定する期限内に届出が必要となりますので、ご注意ください。

1 届出時期

事業の開始・設置	あらかじめ
変更届	変更から1か月以内
廃止（休止）届	廃止（休止）の1か月前まで

2 該当サービス・届出事項と添付書類・届出様式

鹿角市HPをご確認ください。

《参考》

【鹿角市HP】 > 【医療・福祉】 > 【福祉・介護】 > 【介護】 > 【事業者向け】
> 【老人福祉法の届出について】

5. 事務手続きに係る留意事項について

(1) 介護給付費算定の届出等について

鹿角市から指定を受けている介護保険サービス事業所が、加算等を新たに算定する（変更）する場合は、鹿角市への届出が必要です。提出期限は、算定開始月が翌月の場合は、毎月15日までとなります。

加算の算定を廃止する場合は、その事実が判明した後、速やかに届け出してください。

(2) 特定事業所集中減算に係る報告書について

特定事業所集中減算に該当する居宅介護支援事業所は年2回(3/15・9/15)、報告書の提出が必要です。該当しない事業所も報告書を作成し、保管してください。なお、報告書の提出は80%を超えた場合のみとなります。

《対象サービス》訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護

6. 介護事業所の指定申請等の「電子申請届出システム」の運用開始について

令和8年4月1日からは原則「電子申請届出システム」からの受付となります。

「新規指定申請」、「指定更新申請」、「変更届出」、「その他申請届出」に加え、「加算に関する届出」になります。

以下の厚生労働省「電子申請届出システム」の URL よりログインしご利用ください。ログインには G ビズ ID が必要になりますので、あらかじめ取得していただきますようお願いいたします。システムの操作方法については、ログイン画面の右上「ヘルプ」よりダウンロードできますので、ご参照ください。

厚生労働省「電子申請届出システム」

URL : <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

《参考》

【鹿角市HP】 > 【医療・福祉】 > 【福祉・介護】 > 【介護】 > 【事業者向け】
> 【介護事業所の指定申請等の「電子申請届出システム」について】

7. 介護認定申請及び認定調査について

(1) 新規申請について

「本人に会っていないため状態がわからない」というケースが見受けられます。可能な限り本人と面会し、希望するサービス等によって総合事業で対応可能かどうか十分検討した上で申請をしてください。

(2) 区分変更申請について

サービス量が不足するため申請したが、本人の状態に変化が見られず、申請前の要介護度と変わらないケースが増えています。区分変更する場合には、現在の介護度で使えるサービスを十分に使っているかどうか等を検討した上で申請をしてください。また、サービス量については事業所内でも十分話し合いをし、サービス量を決定してください。